

淀川水系流域委員会 第19回琵琶湖部会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日 時 : 平成14年11月9日(土) 13:30~16:50

場 所 : 彦根プリンスホテル 2階 プリンスホール

庶務 (三菱総合研究所 新田)

大変長らくお待たせいたしました。只今より淀川水系流域委員会第 19 回琵琶湖部会を開催させて頂きたいと思っております。司会進行は、庶務を担当しております、三菱総合研究所関西研究センターの新田です。よろしくお願いいたします。

まず、審議に入る前に幾つかの確認とお願いをさせていただきます。

最初に、本日は最終提言作業部会の今本リーダーにお越し頂いております。後ほど最終提言に関する説明等をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。資料の「発言にあたってのお願い」、水色の用紙と「議事次第」の他に、資料 1 の関係が委員会及びワーキングの報告事項です。資料 1 - 1 が「委員会および各部会、WG の状況 (中間とりまとめ以降)」、それから資料 1 - 2 「委員会 WG 結果概要」で、ワーキング等の議論の内容をまとめたものです。

資料 2 の関係が最終提言の関係のものです。資料 2 - 1 - 1 が「提言とりまとめの経緯」ということで、これまでの提言とりまとめに関するワーキングや部会の活動をまとめたものと、今後のとりまとめの確定に向けての手順をお示ししております。資料 2 - 1 - 2 が「淀川水系流域委員会提言 (素案 021028 版)」ということ。この資料は、先日流域委員会の全委員のもとに郵送させて頂いたものと同じです。資料 2 - 1 - 2 補足「提言要旨 (案)」は今本リーダーがおつくりになられまして、提言素案の説明用ということ。提言の要旨を 4、5 枚程度にまとめて頂いたものです。資料 2 - 1 - 3 「最終提言素案 (021028 版) 目次の対照表」、こちらは、例えば琵琶湖部会の中間とりまとめの目次と最終提言の構成がどうなっているかということ。対比をした、A3 横の表です。それから、資料 2 - 3 「住民意見の聴取・反映に関する提言 (一般意見聴取 WG 素案 021101 版)」です。こちらは、委員会のもう一つの目的である住民意見の聴取反映方法に関して、一般意見聴取ワーキングでとりまとめられた案です。

それから、資料 3 が今後の会議日程ということ。「10 月～12 月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。

参考資料 1 が「委員および一般からのご意見」、参考資料 2 - 1 が「最終提言 (素案 021028 版) に関する委員からのご意見」です。こちらの資料は、11 月 10 日締めで、現在最終提言の素案に対して委員の皆さまからご意見を募集しております。その途中経過ということ。11 月 6 日までにお寄せ頂いた意見を参考としてご紹介させて頂くものです。

それから、参考資料 2 - 1 補足、委員からのご意見ですが、これは追加で、参考資料 2 - 1 に時間の関係で入り切らなかったものを今おつけしています。

それから、参考資料 2 - 2 「最終提言への意見 (10/24 第 4 回委員会最終提言作業部会資料 3 より抜粋)」、こちらは琵琶湖部会の検討班で検討頂きました。琵琶湖部会として、最終提言にどういう観点に入れて意見を盛り込むかということ。中村委員、川端委員にまとめて頂いた資料です。それをおつけしています。

それと、委員の皆さまの机の上には、ワーキングや過去の現状の説明資料として、お二方に 1 つ資料を置いてあります。ご覧頂ければと思います。

次に、前回の部会から今回の部会まで、一般の方々から流域委員会に寄せられた意見を簡

単にご報告したいと思います。時間の関係で全て詳細にご説明はできませんが、後ほど審議の参考としてご覧頂ければと思います。

参考資料1の方をご覧頂きたいと思います。「委員および一般からのご意見」ということで、10月1日から11月7日の間に、委員より3件、一般の方より40件の意見が寄せられています。一般からの意見につきましては、河川利用に関する要望等、或いは、先日淀川部会で配付されました最終提言の素案に対するご意見といったものをはじめ、様々なご意見が寄せられています。あわせてご覧頂ければと思います。

また、皆さまのお手元の方には、中間とりまとめに対する意見募集についての冊子も置かせて頂いています。その中の主な論点については資料2-2の方で整理いたしておりますので、あわせてご覧頂ければと思います。

「発言にあたってのお願い」ですが、会議につきましては、後ほど一般傍聴の方々に発言して頂く機会を設ける予定です。委員の審議中は発言はできませんので、ご協力の方をよろしくお願いいたします。また、議事録を作成いたします関係で、委員の方々には必ずマイクを通してご発言頂きたいので、発言の冒頭にお名前を頂戴いたすよう、よろしくお願いいたします。

本日は16時半をめどに終了させて頂きたいと思いますので、ご協力のほどをよろしくお願い致します。

それでは、川那部部会長、よろしくお願い致します。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、始めさせて頂きます。

まず、議題となっています「他部会、委員会WGの状況報告および情報共有」について、庶務から説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1-1、資料1-2の説明]

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。ワーキングに参加してらっしゃる方はこの部会にもいらっしゃるわけですが、特にご発言やご質問等ありますか。

それでは、2番目の議題に入らせて頂きます。先ほどもありましたように、ワーキンググループが委員会で行われていて、琵琶湖部会の委員の方にも参加して頂いているわけです。中間とりまとめ以後、「新たな河川整備をめざして」という流域委員会の提言について、ワーキンググループがつくられまして、運営会議のメンバーを中心に、ワーキングの委員も加わって進められています。最終提言作業部会の座長役に無理を申しまして、今日は来て頂きました。どうもありがとうございます。

資料2-1-2と、今本委員がおつくり下さいました資料2-1-2補足を使いながら、今本委員、ご説明をお願いいたします。

今本委員（委員会・淀川部会）

まず、最初にお断りしておかなければならないのは、この素案 021028 版は文字どおり 10 月 28 日にできましたので、全体の統一がとれていないところも目立ちます。既にいろいろと修正意見を頂いております。まだまだこれからも修正していかねばならないと思っております。

いつ提言を最終版とするかが非常に議論のあるところで、恐らく運営会議等で議論しなければなりませんが、私自身は、文字どおり、この流域委員会が解散するまでは案でいって、それまでに修正できるところはできるだけ、大いに修正していきたいと考えております。

今日の説明を受けて、非常に急なのですが、11 月 10 日までに修正意見を頂きましたら、それを検討して 11 月 13 日の拡大委員会までに修正した素案を出します。ただ、それが最終案ではなく、それ以後も、この流域委員会が解散するまで、案のままで続けていくということです。

では、説明いたします。

最初の 1 章は「淀川流域の特性」ということで、これは中間とりまとめから抜粋しております。「1-1 流域の概要」というのは、淀川流域は人口と資産が密集している、また、流況の特性でいいますと、琵琶湖という流量を調整する能力がある大きな湖に加えて、桂川、或いは木津川といった支川が季節毎に流出に差があるということから、トータルとして、淀川は非常に流況の安定した川になっているということを書いています。あと、「1-2 琵琶湖流域の特性」「1-3 淀川流域の特性」「1-4 猪名川流域の特性」、それぞれの流域について書いていますが、これも中間とりまとめから抜粋してきております。さらにつけ加えるべきこと、或いはこれは要らないというご意見がありましたら、是非ご指摘頂きたいと思っております。

それでは、2 章にいきます。1 章は事実を淡々と述べているだけなのですが、2 章からはこの流域委員会の意思が入ってきます。2 章は「河川整備の現状と課題」ということで、現在の河川整備をどのように評価するかということです。

まず、治水につきまして、これまでの治水についての苦労がいかに大変だったかということです。現在、水害はかなりなくなっております。そういうプラス面のことが少し抜けております。そういうことを追加しないといけないと思っておりますが、ここで言いたいことは、これまでの河川整備というのは、端的に言えば、「洪水流量を制御するダムが築かれ、河道の流下能力を高める堤防改修、或いは河道の直線化等が行われてきた。また、堤防を連続的なものとしたため、多くの遊水池が失われ、河川改修が進むに従って洪水流量が増加するという現象を招くことになった」と書いています。さらに、河川整備が進むにつれて、人口や資産が集中する。ところが、肝心の堤防そのものが容易に破堤しやすい、そのために壊滅的な被害が起こってきたということを現状と課題として指摘しております。あと、琵琶湖流域、淀川流域、猪名川流域、それぞれの流域の特性が書かれています。

利水につきましても、これまでのいろいろな努力により、利水安全度は高くなりました。しかし、その一方で、渇水もまだあるということです。ただ、これまでのような水資源開発を今後も続けていけるかどうかということが、利水面では指摘されています。

「2-3 河川利用の現状と課題」に移ります。河川利用につきましては、一般からのご意見にもありますように、意見の多いところですが、多いといっても、多くの皆さまからというよりは、ある特定の団体からが多いということですが、河川敷を利用している人は非常にたくさんおります。そのことによって河川の環境が悪くなった面もあるということです。また、本来川にあるべきではないものが川にあるのではないかと、或いは、水上バイク等の無秩序な利用によって非常に環境に大きな影響を与えているといったことを書いています。

「2-4 河川環境の現状と課題」です。河川環境については今さら言うまでもないことですが、治水、利水を目的に整備してきたものが、環境には非常にいろいろな意味で大きな影響を与えている。例えば、水が汚れたということですが、これは河川が汚したのではなく、むしろ河川は被害者であり、流域のいろいろな無秩序な開発、或いは河川以外のことで汚れた水質、そのことがいろいろなことに影響しているわけです。そして、河川整備そのものもやはり問題があったのではないかと書いております。以上が現状と課題です。

3-1 頁の4行目、「しかし、水害は一向に克服されず、河川からの取水も限界に近づき、河川環境は破滅の危機に瀕している」。書き方はきついかもしれませんが、そういった現状認識のもとに、これからどうしていくのかということについて、次に書いています。

「3-1 河川整備に関する基本認識」ということで、1番目は予防原則に基づく川づくり、2番目として流域全体・社会全体で対応する、3番目として主体的な住民参加、4番目は計画アセスメントと順応的管理の導入といったことが述べられています。

次に「3-2 新たな治水の理念」に移ります。これまでの整備によって、随分と治水安全度は上がったわけですが、依然として水害がなくなりません。これまでのやり方は、水害があるたびに整備水準を上げることを繰り返して、「水害の連鎖」に陥っているのではないかと。どこかでこれを断ち切らねばならないということを最も重要なこととして、「破堤による壊滅的な被害の回避」を取り上げております。「破堤による壊滅的な被害の回避」については、中間とりまとめの後、この言葉がひとり歩きして、例えば、壊滅的な被害以外は放っておいてよいのかという意見等がありました。しかし、ここで言っているのは、3-2頁の下から4行目にありますように「『破堤以外による壊滅的な被害を無視する』ものでもなければ、『軽微な被害を許容する』ものでもない」、あくまで破堤による壊滅的な被害を避けようということです。では、破堤による壊滅的な被害の回避とはどういうことか。これには河川対応と流域対応の組み合わせがありますが、詳しいことについては4章で述べております。

「3-3 新たな利水の理念」ということで、利水につきましては、これまで、「利水者・自治体等による用途別の水需要予測を積み上げ、不足量をダムや堰等の水資源開発施設の建設により開発するという方式」がとられてきたということです。しかし、河川の流量はもともと有限です。或いは取水量にも河川環境からの制約があります。おまけに、こういう施設が自然環境を悪化させてきた面もあります。そういったことから、これまでの「水需要を補う水資源の開発」から、新たに「取水量を抑制する水需要管理」へと転換しようということが提案されております。

水需要管理という言葉そのものは目新しいものですから、ここで説明をしております。「水需要管理とは、より精度の高い水需要予測をもとに、節水、再利用、用途変更等により、

河川からの取水量を極力抑制しようとするもので、具体的には、より精度の高い予測手法の開発に努めるとともに、水需要予測の手法、或いは予測に用いた原単位や係数を公表し、さらに一定期間ごとに予測の見直しを行うものである」ということを述べております。

それから、「3-4 新たな河川利用の理念」では、3-4の最後から4行目に「高水敷に設けられた施設は、本来堤内地に設置されるべきもの」がかなりあるのではないかと書いています。例えば、淀川でいいますと、リトルリーグが使っている場所があります。そこからは盛んに、やはり従前どおり高水敷を使わせて欲しいという要望がたくさん来ておまして、それが一般からの意見にも随分たくさん出ております。それをどう取り扱うかというのは、河川管理者側が判断することかも知れませんが、この流域委員会として、そういうものに対してどうするのかを考えていかなければならないのではないかと考えております。いずれにしても、これまでは人間中心の利用ではなかったかという反省から、河川の自然環境を重視した利用に転換するべき、河川の利用も自然環境に配慮したものにしていこうということを提案しております。

それから、「3-5 新たな河川環境の理念」です。河川環境をどのようにしたらよいかというのは非常に書きづらいところであり、現在の提言の記述に対して不満のある方がたくさんおられると思います。これから修正していきたいと考えております。

ここでは、「人を含めた生態系を貴重な財産として尊重し、川や湖の環境の保全と回復を重視した河川整備」へと進めたいと述べております。

次に「4 新たな河川管河川整備計画のあり方」に移らせて頂きます。

「4-1 河川整備計画に関する基本事項」ということで、「計画策定の視点」「計画策定のプロセス」「計画の執行管理システム」のそれぞれについて、こういうことを取り上げるべきだということがまとめられております。

具体的には、「4-2 治水計画のあり方」で、破堤による壊滅的な被害を回避するための具体的な方法として「河川対応」と「流域対応」の2つを挙げております。

河川対応というのは、破堤そのものを防ごうということです。流域対応というのは、破堤しても被害が少なくなるようにしようということです。

河川対応では、これまでは「土堤原則」といわれて、土で堤防をつくってきたが、実際には砂でつくられたところも多いということから非常に壊れやすい。そのために、例えば、「堤防中央部に自立式のコンクリート壁、或いは鋼矢板や鋼管を設置する」といったことを提案しております。しかし、これは従来の河川整備と真っ向から対立するものです。と言いますのは、これまでの堤防というのは、「土堤原則」と同時に堤防の中に異物を入れないことが原則となっております。そういう原則に真っ向から対立するものですので、ここは非常にきちんとした議論が必要ではないかと考えております。

流域対応につきましては、河川を整備すると、沿川の都市化が進む、或いは乱開発が進むということです。これまで頻繁に浸水していたところにまで都市化が及んでいますので、そういう市町村から、もっときちんと整備してくれという意見が出てきます。しかし、やはり流域からも何とか対応して欲しい、つまり、たとえ浸水するようなことがあっても、被害が少ないようなまちづくりを進める必要があるのではないかと書いております。

2番目は「水害危険地域への対策」ということです。やはり水害の頻発するところがあるではないか、そういうところへの配慮はどうするのかというような面から追加したところですが、ただ、やはり新たな理念であります「水害の連鎖」から脱却しようということから、それを念頭に置いた上で、その場しのぎの改修、整備にならないよう考慮して欲しいということを書いておられます。

それから、利水についてです。利水については、水需要管理をどう実施していくのかということ。「精度の高い水需要予測」と「節水・再利用・雨水等の利用」。節水というのは、これまでは渇水時対策として行われてきましたが、これを平常時の対策として進めて欲しい、また、雨水等の利用もはかろうではないかということも書いています。それから「用途変更」についてです。現在、許可水利権と慣行水利権とがあります。最も多く川の水を使っているのは慣行水利権の農業用水です。ところが、農業そのものが時代とともに変化してきて、農業用水は要らないのではないか、再検討が必要ではないかという意見が多くなってあります。ただ、農業用水は農業として使われているだけでなく、その地域の水環境を形成する上でも非常に重要なファクターとなっているので、そういうことについても配慮すべきではないかと書いています。

次の「環境用水」です。「環境用水」という言葉に、何か誤解があるようなので、この言葉も検討し直さなければならぬかも知れません。ここで言いたいことは、河川の流量というのは、本来から言いますと、自然流量に近いのが最もよい、我々はそこから水を使わせてもらっているのだということです。ですから、水があるから使ってよいというものではない、環境のためには、使う水はできるだけ、いかなる場合であろうとなるべく少なくしたいというのが基本です。従来から維持流量という言葉があり、これはいろいろな河川の機能を保全するために必要な流量ということです。ところが、維持流量というのは、最低限これだけの流量は確保しなさいという定量的なものです。しかし、環境用水というのは定量的なものではなく概念的なものなので、幾らであればそれでよいというものではありません。そういうことがうまく伝わるような書き方にかえたいと思っています。

その次には、水需要管理を実現するために「水需要管理協議会」をつくらう、或いは、「順応的な水需要管理」をするべきといったことを書いています。例えば、水需要管理協議会といたしましても、現在のところ法的根拠はありません。ですから、法的根拠のないことをいっても意味がないと言われる方がおられるかも知れませんが、これはあくまで提言ですから、そういうものをつくってやっていったらどうでしょうということを書いておられます。

それから、「4-4 河川利用計画のあり方」につきましても、基本的には「河川環境に負の影響を与える利用は制限する」といった形で、できるだけ川でなければできない利用、或いは川に生かされた利用というものを重点的に利用していこうということでもあります。

「4-5 河川環境計画のあり方」というのは、「物理環境」、「水利・流量と生物の生育・棲息環境」、「流域の一体的な水環境を実現する水質管理」といった部分に分けて書かれておられますが、具体的なところが見えないという意見がありまして、もう少し内容を変更しなければならないところもあるかと思えます。是非、この機会に読んで頂き、できましたら11月10日までに意見を寄せて頂きたいと思えます。一応、11月10日段階での提言素案を11月

13日の拡大委員会に諮りますが、それ以後も修正可能だということで、あきらめずに大いにこれを読んで頂きたいと思います。

「4-6 ダムのあり方」は後にします。

「4-7 住民参加のあり方」は、別の提言になるかもしれませんが、場合によっては省くかも知れません。つまり、この流域委員会の提言としては、河川整備に関する提言と住民意見の聴取・反映に関する提言、それから河川管理者から提出されます河川整備計画原案に対する意見書の3本立てとなっておりますので、4-7については、ひょっとするとこの提言から外れるかも知れません。或いは、やはりここにも一部つけておいた方がよいということでこのまま残るかも知れません。

それでは、「4-6 ダムのあり方」についての説明をします。素案としては非常に異例の形で、A案とB案の2案が出されております。ふたつの違いは、さっと読んただけではなかなかおわかり頂けないと思いますが、最終的に言っていることは、A案、B案とも非常に近いです。

ただ、A案というのは、例えば、治水面でいいますと、4-16頁の真ん中付近にありますように「ダムは水位低下効果という破堤回避の補完的機能となり、むしろ浸水被害を軽減する代替案の1つ」だという書き方です。つまり、代替案の1つだということです。それから、利水面についても、「ダムの必要性や緊急性を見直す」とあります。ただ、「気候変動や水需要の不確実性、既存ダムの今後予想される堆砂による供給能力の低下等に留意する」。それから、環境面では、環境容量を確保する等の対応の他、いろいろなことを書いていますが、「環境維持を優先する」という書き方です。

B案の方は、基本的な考えということで、河川環境の観点からはできるだけダムは抑制し、治水、或いは利水の観点からは抜本的な再検討をするべきであると言っています。さらに新規ダムについては、「ダムの必要性、緊急性、有効性があり、自然環境への影響が真に止むを得ない程度であるとの社会的合意があり、かつ関係住民の合意が得られた場合に、ダム建設を実施するものとする」ということで、かなりきつい縛りをかけております。既存ダムについても、「その機能を低下、或いは喪失したダムもある」。これは、具体的には現在のところあまりありませんが、今後そういうものが出てくる可能性がある時に、機能回復から撤去に至るまでの幅広い検討をなさいと言っています。さらに、その他として、例えば、河川管理者には、「専門的立場からの深い見識にもとづく検討結果を提示」するようとか、或いは国民も「次代への責任を負う1人として、自らも判断する能力を高め、正しい選択をすることが求められる」といったことが書かれています。

要するに、A案というのは、ダムというものを選択肢の1つとしてとらえております。B案は、ダムはやむを得ない場合にはつくるわけですが、かなり厳しくとらえています。その辺のニュアンスの違いがあるということです。

最終提言素案については以上ですが、ここで私自身の、この提言をとりまとめるにあたりまして、いろいろな方の意見を読ませてもらいながら気がついたことを話してみたいと思います。

この流域委員会では、今後もこれまでの河川整備の延長線でいくのか、或いは河川整備と

いうものを抜本的にここで変革するのか、どちらのスタンスをとるのが問われていると思います。従いまして、ダムにつきましても、従来通りのダムも選択肢の1つとして考えるのか、或いはもっと厳しく見直すべきなのか、この辺のところをよろしくお願いします。

それから、この提言を少しでもよいものにしたいということからいいますと、委員会の途中で最終提言とせず、できるだけ、修正すべきところがあればいつでも修正するというスタンスで、最後まで案のままでもいいと思っております。この機会に、この琵琶湖部会の方々の意見を聞かせて頂ければ非常にありがたいと思います。よろしくお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今本委員、ありがとうございました。

今本委員はもうしばらくこの場において下さることになっております。それでは、委員から意見や質問をお願いいたします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今本委員、どうもありがとうございました。

本日は要旨も発表して頂いていますね。これは事前に見せて頂いているのですが、この要旨の位置付けと内容も説明して頂けませんでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

この要旨につきましても、いずれ提言全体を説明しなければならないであろうと思い、自分の説明用につくり出したのです。ところが、作って読み直してみますと、かなり説明するのにわかりやすいと思いました。ただ、要旨は私自身が言いたいことが中心になっていますので、この資料は「提言要旨（案）」ではなく、「提言（案）要旨」として頂きたいのです。最終提言が要旨とともに発表されれば、一般の方が読むのは多分要旨だけではないかと思えます。ですから、この要旨にこそ皆さま方に見ていただき、修正をして頂きたいと思っています。逆にそのくらいの重要度があるのではないかと私は思っております。

要旨の中身は、先ほど説明したことと殆ど同じです。ただ、この要旨は全文を私自身が書いておりますので、ある面では統一がとれていますが、逆にある面では、まだまだ甘い文章が残っております。恐らく、この要旨も発表することになると思います。しかも別冊で、ということになれば、この要旨の方が提言よりもはるかにたくさん読まれるのではないかと思いますので、一言一句について、ご審議頂ければありがたいと思っています。よろしくお願いします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ということは、11月10日までに、この要旨についても各委員から意見を出していくということでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい、是非お願いします。11月13日の拡大委員会では要旨も配ると思います。きちんと読んで頂きたいのはむしろ要旨です。4-6のダムについてはA案、B案というのを出してありますが、何とか努力して拡大委員会には一本化したいと思っております。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

形式的なことを申し上げますと、提言要旨（案）をどのように扱うかについては、委員会で決まっております。ですから、11月13日の拡大委員会までは、主に提言素案について議論をして頂きたいと思っております。特に今日は、ですね。もちろん要旨のようなものが必ず必要であろうし、おっしゃる通り文章上の問題もあるでしょうが、今日は要旨は横に置きながら、最終提言素案について議論をして頂きたいと思っております。今本委員、よろしいですか。

今本委員（委員会・淀川部会）

結構です。要旨というのはそういう性格を持っていますので、11月13日の拡大委員会に出すのかどうかもひっくるめまして、まだ保留だということです。本文の方はもう少し手を入れてよくしたものを拡大委員会に出したいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それから、A案、B案と2つ並んでいるものについては、当然に両方が並ぶのではなく、どちらかが、或いは修正した何かが出てくるというお考えですね。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい。恐らくどちらか一本ではなく、どちらかをメインにして修正するという形になると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それから、これも正式には拡大委員会の議論になると思いますが、最後にはやはりA案、B案を並列しないで出したいということになっております。しかし、内容について、どうしても変えたいという意見は当然にあってしかるべきなので、それについては、少数意見として記名して出すのがよいのではないかと従来から意見が出ております。その点もお含みの上で、いろいろなお意見を承りたいと存じます。

井上委員（琵琶湖部会）

修正の基準をどうお考えですか。いろいろこうして欲しいと委員が意見を出し、それがどういう経緯で決まっていくのか、私もわからないのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

今度の拡大委員会までの間は、最終提言作業部会が開かれませんが、おこがましいようですが、私が私の責任において、次の素案を出させてもらいます。ですから、意見を出したからといってそのまま全部が修正されるわけではありませんし、極端に言えば、私のフィルターがかかっているということです。ですから、逆に言うと、そのフィルターをまたきちんと直してもらおうように、あくまでも提言（案）の状態にしておきたいと思っています。

それから、どういう基準で修正を採用するのかということですが、正直言いまして、私自身は環境のことについてはあまり知らないわけです。そういうところが困ったと思っているのですが、非常に時間は短いのですが、できるだけメールでいろいろな方の意見を聞きながら取り入れていきたいと考えています。自分で判断できる部分については、例えば修正意見が出た場合、何故取り上げなかったのかという意見も入れてお返ししたいと思っています。

井上委員（琵琶湖部会）

それはよいのですが、拡大委員会はかなり多くの方が来られます。素案について、自分の意見を申し上げてよいのでしょうか。

今本委員が言われたように、特定の方からの意見、まあ、言ってしまうとスポーツの団体のことですが、利用面に限らず、環境面においても全ての意見はやはり特定の方がお話をしていると思います。ですから、全ての特定の方がいろいろなご意見を当然言ってこられるのではないかと考えているのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

特定の方と言いますのは、一般からの意見で、非常にたくさんの方が来られているということです。ですから、例えば100くらいのご意見があってそのうちの50を占めていたとしたら、その50が50人というのではなくして、名前は確かに個々なのですがという意味で、特定のグループから非常に多くの意見が寄せられていると言っただけです。どなたからの意見ですからどうということを取らざるも毛頭ありません。どの方のご意見も真剣に読ませてもらっております。

井上委員（琵琶湖部会）

一般の方にとっては、高水敷の利用、河川の利用というのは、生活の中で非常にウエートを占めている部分があると思います。私も意見を読みまして、素案では高水敷の利用を認めないとか、高水敷の利用をやめることを目的にするとか、かなり断言的に書いておられるので、その部分については私なりの修正案を出しておいたのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

読ませてもらっています。拡大委員会までには、その意見は取り上げられていると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

修正については、拡大委員会までに、或いはそれ以後に、このように直したいという文章で出して頂かないといけないことになるでしょう。その結果、少数意見だったことが、多数意見になることもあるかも知れませんから、文章で出して頂く必要があると思います。しかし今日は、この辺のところについてはこういうニュアンスの方がよいのではないかと、或いはこのように変えた方がよいのではないかとというようなご意見があれば、文章のことをあまり気になさらずに、議論をして頂いた方がよろしいと思います。その内容によって、また11月10日まで、或いはそれ以後に、具体的にここをこういう直せと文章で出して頂きたいと思います。今日のところは、こうした方がよいのではないかとという意見や疑問を自由に発言下さい。

西野委員（琵琶湖部会）

3-1頁の「新たな河川整備の理念」の最初に、「いま、2000余年におよぶわが国の川づくりは大転換を必要としている」という表現がある一方で、ダムのある方について2つ案が出ています。この流域委員会は、今後もこれまでの河川整備の延長線でいくのか、抜本的に変革するのか、どちらのスタンスをとるのかというお話をされたと思いますが、冒頭で2000年の大転換と言っておきながら、その一方で、これまでの延長でいくのかそうでないのかと議論しているというのは、一貫性がないように思います。

この流域委員会で、2000余年に及ぶ我が国の川づくりの大転換を議論しているのかどうか、私個人はひっかかっています。明治以降の治水や利水の考え方・やり方を変えようということではないかと思っていたのです。何故2000余年の大転換となったかというのをちょっとお聞きしたいのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

日本で川と積極的に関わり合うようになったのは、稲が乾田でつくられてからだとは思っております。それ以後ざっと2000年、その間、1500年前に仁徳天皇の時代に、何とか水害を免れようという国家的事業がなされております。それが失敗に終わって、1000年間殆ど何もされておられません。それで、今から500年ほど前に、戦国時代にやっと一部の治水に成功しました。例えば武田信玄だとかその辺のところですが、それがずっと引き続いてきて、日本の国の国民というのは常に水を利用する一方で、水との闘いであったという歴史があります。その結果として、特に明治以降、近代的な技術が入れられまして、飛躍的な技術的には進歩はしておりますが、現在でも江戸時代につくられたいろいろな堰が生かされていますように、やはり日本の国の水というのはずっと引き続いてきたものだとは思っているわけです。それが特に最近、近代的な工法でいろいろされましたが、その結果として、いまだに水害はなくなるのです。それから水資源の開発をこのまま続けていったら、無限に増やすというようなことは、河川の流量以上に増やすことはできないので、どこかで方針転換は要るのではないかとということです。おまけに河川の問題というのはまだまだ、非常によい環境のところもありますが、やはりここで方向転換をしないと環境も駄目になるのではないかと

と思われます。極端に言えば、そういう行き詰まりの状況を打開しておきたいというくらいの気合で、私はこれまでの2000年間を踏まえて、これからの2000年をつくるくらいの気合いで川づくりをしたいと思っております。

西野委員（琵琶湖部会）

そうしますと、先ほどのこれまでダムのア案、B案の話とのつながりというか、論理的一貫性というのはどうなるのでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

提言素案を各執筆者で独立に書いておまして、その調整がきちんととれていません。それが、この提言の全体を通しての統一性がとれてない原因の1つだと私は思っております。ただ、大転換をしようという気合はこんなところに書かずに、どこか別のところに、例えば緒言に移した方がよいのかもわかりません。今ご指摘されたダムの問題だけではなく、地域性を配慮してとか、タイムスパンがどうか、随所にいろいろ入っているわけです。それを考慮すれば、結果的に何もしないということになります。ですから、逆に私はそういう例外的なものはできるだけ排除してやっていきたいと思っています。

その1つが、先ほど井上委員が言われました利用についてです。川の利用をできるだけ川らしい利用に変えたいと思っています。その一方で、現実を見たらどうなのかというと、今一生懸命河川敷を使っている人に明日から使うなどは恐らく言えないだろうと思います。ただ、提言には、いつの日かそういう方向に持って行って欲しいという願望を述べる部分もあってよいのではないかと考えているのです。

井上委員（琵琶湖部会）

わかるのです。しかし、本来の川というのは今の日本にはないと思います。全て、つくられた川だと思います。環境の保全と回復という理念を書かれておられるのですが、それとともに利用の部分がないと、この狭い日本の窮屈な中で生活している私たちが安らぎや明日への活力を養う場所も存在してよいと思います。再生と保全と利用、この利用がないと、やはりもったいないと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

川というのは、単に自然に流れている原始的な川だけが川ではないですよ。我々が利用する、人が関わり合って、それが川だという面もあります。ですから、今のおっしゃるのは本当にその通りだと思います。ただ、そういう思想でこの提言の全てが書かれているわけではないのです。分担者の人生観、河川観によって、やはり統一性が欠けているところも今の段階ではまだ大いにあります。それを、最終的にはできるだけ1つの河川観と言いますか、考え方で統一したものに持っていきたいと思います。ただ、そうやって作ったものに対して、個人的には反対だという方も必ずおられるでしょう。それは、個人的な少数意見として付記しておくということになるかもしれません。ただ、全体で例えば8割ないし9割の方が賛同

できるような案、そういうところに持っていけたらなと思っております。しかし、最後の 1 人まで全員が賛同できるものは到底書けないと思っております。

西野委員の言われたことも非常にもっともなことです。他の委員が作った原稿をそのまま張り合わせているだけでよかったですら物すごく楽なのですが、まだこの段階でも非常にあちこちに重複がありますし、ご指摘のような 1 つの提言の中でも矛盾があり、非常に情けない感じでした。その辺が私の能力の限界です。それでも、もう少しよいものにしたいと思っております。

例えば、この 1 週間ほどでいろいろな方がいろいろな意見を出してこられました。昨日、初めて見せてもらったのですが、ある方は非常に全体的に丹念に読んで、物すごく意見を言ってきてくれています。そういう意見を言ってもらうのは、これをつくった者の大いなる喜びです。よく読んでくれたという喜びと、何とかもうちょっとでも直したいという気持ちがあります。私自身は今、端的に言いまして、川を何とか変えたいという気持ちなのですが、しかし 8 割の方が、いや、そうではないと言われたら、当然まとめる立場から言いましたら、皆さま方の主張に合うような提言にしたいと考えています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

井上委員のおっしゃっていた河川利用のあり方ですね。これは 4 - 8 頁に「今後の利用の在り方」とありますが、ここでは、決して全面的に利用はするなと主張しているのではなくて、「川でなければ出来ない利用（漁業や遊魚、水とのふれあい、河原・原っぱ等を利用した遊び、水辺の植物とのふれあい、水を利用した遊び、水泳、カヌー等）は、川本来の機能を損なわない限りにおいて、推進すべきである」という表現があります。そういった意味では、川は遊びに使っては困るということではないでしょう。

井上委員（琵琶湖部会）

それはわかるのですが、4 - 9 頁の「(5) 高水敷利用」には、「堤内地で設置されるべきものであり、長期的には堤内地に戻していくことを目標とする」そしてさらに、「そのため、原則として新規の設備は認めるべきではない」という目標が断定的に書かれているわけです。ここについては、参考資料 2 - 1 の 11 頁の一番上の私の意見をご覧ください。「高水敷に設置されているグランド等の利用施設は、本来、堤内地に設置されるべきであり」の「長期」を消す。「であり、関係自治体は、市民のニーズに対しては、堤内地にグランド等の用地を確保するよう努力すべきである」。次を消しまして、「しかしながら」ともってきたいと思いません。その下は、「河川環境に影響を与えないよう配慮し、利用していくことが必要である」と私は考えたわけです。ですから、この部分だけはかなり断定的に書かれているものから、長期的に戻していくことを目的にするとなったら、長期は 5 年なのか 10 年なのか 100 年なのか、ちょっとわかりづらいのですが、当然なくしていくのだということになってしまうのです。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の件は、実はたまたま昨日、猪名川部会がありまして、猪名川部会に執筆された方が傍聴されていまして、是非この部分を読んで下さいと私からもお願いしました。ですから、今きっと、執筆された方はいろいろこの意見を見ながら、自分の文章を直しておられるのではないかなと思います。私もここを特に注意して見るようにします。

井上委員（琵琶湖部会）

わかりました、ありがとうございます。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

先ほど西野委員から、川づくりの大転換の話が出ましたが、私も今本委員とともに最終提言の原稿の一部に携わっているわけですが、今本委員のおっしゃったことと私の思っていることが少し違う面がありますので、ここで発言させて頂きたいと思います。

今までの大量生産、大量消費、こういったものが流域に大きな負のインパクトを与えているということです。いわゆる河川環境が劣化の一途をたどってきたということです。我々の生活様式、生産様式といったものが水循環のあり方を変えてきました。河川環境はそういうことで悪くなってきたわけです。このままでは駄目だ、河川環境をよくしなければいけない、或いは環境を復元するような川づくりを目指す必要があるということです。大転換について、私はそういう意味でとらえています。

それから、治水につきましては、先ほど今本委員から、例えば地域性の問題が出てまいりましたが、治水というのは戦後から現在までの川づくりで随分成功している面があるわけです。それは災害統計といったものを見てもらえば一目瞭然です。ただ、今の治水のあり方がよいかというとそうではなく、例えば、環境をよくするために治水のやり方を少し変えなければいけません。同時に、水循環を元に戻すために利水のあり方も少し変えなければいけません。そういった意味での転換と私自身はとらえているわけです。今本委員、こういう考え方は駄目でしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

私はそういう考えでは駄目だと思います。例えば、治水の水準が上がったということですが、それはあたり前です、お金をかけたのですから。今後も、同じようなお金のかけ方でいくのかどうかということなのです。例えば、堤防を高くするということがあります。例えば淀川では、堤防をこれ以上高くすることはできません。思いがけない雨が降った時に、それこそ壊滅的な被害に遭いますといったときに、じゃあ、どうするのかということですよ。

それから、水循環というのは非常に大きな問題ですから、川だけで到底扱える問題ではありません。今までのやり方のこの部分だけを変えましょうということではなく、基本的な考え方を変えなければならないと思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

流域全体で治水を考えなければいけません。例えば適当な場所があれば、当然、流域貯留

は積極的に進めなければいけません。これは1990年代から進めてきているわけです。

それから、堤防を高くすることが治水ではないというのはずっと前から言われていて、その1つがいわゆる高規格堤防という格好で実現されてきているわけですね。そういった意味で、治水の理念を大転換するというのは、以前から行われている話ではないでしょうか。

当然、治水というのは地域性を考慮しないとできる話ではなく、例えば傾斜地では、土砂災害への対策が非常に重要になってまいりますし、沖積地ではいわゆる氾濫による被害をどうやって軽減していくかが重要です。ただ、工法そのものは時代とともに変わってくるという理解です。

今本委員(委員会・淀川部会)

土砂災害の危険のあるところで、その対策をすることは当然だと思います。提言で言いたいのは、川づくりの基本をどういう考え方でやっていくのかという1点なのです。ですから、これまでのように計画規模を決める、それに応じた堤防をつくる、或いは土砂災害でもそうです。100mmに対応する、或いは300mmに対応するとした時に、500mm降った時はどうするのかということになります。500mmが降っても、災害が、土砂の崩れがしないような工法、これは幾ら工法が進歩しても、現実の問題としてそれをすることはできないわけです。ですから、今言われたスーパー堤防でも同じなのです。スーパー堤防というのは一見非常によいような感じなのですが、あれを全川でしようとするつもりもないし、できもしないのに、スーパー堤防で考えていますというのはまやかしてはいませんかと思います。

堤防というものはやはり連続してあたり前のことで、たまたまどこかの工場が移転してその跡地があるから、スーパー堤防にただけです、それを今後もするというようなことでは駄目です。また、全て計画的に、今年は河口から5kmまでやる、来年は10kmまでやるというような形で進められるものではないわけです。ですから、スーパー堤防も随分いろいろな問題点があります。それでも、堤防を超えるような洪水に対しても配慮するという面では格段の進歩です。

ですから、いろいろな個々の地域性の問題、これは当然個々の地域で考えるべき問題です。ただ、これからの川づくりというものを考えるのに、ある計画を設定して、そこまでの安全性をはかるとするのか、それとも、どんな雨が来ようとも何とか被害を少なくしようとするのか、どちらにするかによって工法から何から何まで全部変わってくるわけです。治水に関しては、そこがポイントだと私は思っています。利水についてはまた別の観点があります。

それともう1つ、環境については、これは河川法が改正されました。例えば、私自身は治水に携わってきましたが、私は環境を無視してきたとは思いません。治水さえやっていれば環境なんてついてくるものだ、よい治水はよい環境だと思ってやってきたわけです。ところが、気がついてみると、そうでないところがあまりにも多過ぎます。これは、治水というものをもっと全面に出さないことには、日本の川は駄目になるのではないかと。治水はいつでもよいということではなく、やはり常に環境を考える必要があるということだと思います。これまでは「環境に配慮」だったと思います。ところが、「環境を重視」ということにしないといけないというのがこれからの川づくりです。具体的に明日から何が変わるかというと、

非常にあいまいなのですが、考え方そのものは随分違っていると思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。委員の皆さまにも議論を共有してもらうために少しきつい質問の仕方をさせて頂いたのですが、治水につきましては、今本委員がおっしゃった通りで、やはり我々河川工学に携わっている人間は、ここまでは安全を保障するが、ここから超えたらそれはわかりませんよ、というような河川技術に携わってきているわけではないのです。それに反して、堤防をこれだけの高さにするとそこまでは安全だという神話がいつの間にか出てきていたということです。それに、そういう神話に対する大きな反省という意味で、今本委員がおっしゃった治水の理念というのは、計画を超えても壊滅的な被害に至らない、そういった川づくりでないといけないということには私も同感です。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そのような議論の延長で考えますと、提言の全体の論調ですが、もちろん 2000 年というのは少し大げさという言い方もあるかも知れないのですが、いわば自然観の転換というようなことが行間にあると思います。やはり 2000 年、3000 年の間に日本人が水の恵みとともに水の怖さを内在化してきた、そういう自然観が、ここ 100 年ほどで近代技術を手に入れることによって、或いはそこに大変大きな公共投資ができるという経済的富を手に入れることによって、自然を管理できると思ってしまった。それが長い目で見てやはり問題ではなかったかというようなことが、今まで随分議論されていたと思います。そういう意味で、個別の論理的なところで、矛盾しているというのはあるかも知れないのですが、全体としては私自身は、2000 年、3000 年の時間軸の中で大転換なのだという主張には賛成いたします。

ただ、ダムのところの A 案、B 案ですね。私は、もし B 案がこのまま採用された時に大変懸念するところが 1 つあります。と申しますのは、B 案の「(2)新規ダムについて」に「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いをするものとする」とあります。かなりわかりやすく書かれているのですが、ダムで一番問題なのは、動いている計画をどうするかということなのです。そこにきちんとした配慮が欲しいと思います。これは、お昼休みの食事の時に話をしていたことで、とてもわかりやすいのでご紹介させていただきますが、今、各地で進んでいるダム計画等大規模公共事業は、地元の人たちがやりたいと言った以上に、ある意味で国からおりてきたものでもあるわけです。かなり直截的な例えになりますが、結婚相手を親から決められて、この人と結婚しろと言われた、最初は嫌だと思って、20 年も 30 年も抵抗してきたのだけど抵抗し切れない、社会の事情も変わるということで、まあ、しょうがないかなという納得を地域社会がしてきたところに、その結婚相手はもう駄目だ、別れるとまた親から言われている状態にあるということです。これは是非わかって欲しいのです。

また一方で、今回の河川法の改正では住民参画をうたっているわけですから、その辺りの配慮はこの文章の中にも欲しいと思います。つまり、計画中のダムなり動いているダムは、それぞれの地域の実情というものをあわせた上で長期的な取り組みをする、或いは、地域の

うまい知恵を出すような方向を考えるとというような文面が欲しいと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

わかりました。ただ、この提言を書く段階では、いわゆるダムについての正式の説明を受けていないのです。ですから、公的にはどのダムでもないのだとお考え下さい。しかし、その部分については考えてみます。これからも、河川管理者から河川整備についての計画案が説明されるわけですが、その説明を聞いた後、委員会としてその対応を議論する上で変わってくるかも知れません。そういう意味で、この提言というのをずっと私はこれからも変え続けたい、最後の最後まで修正し続けたいと考えています。拡大委員会までにどうするかということで、ここの部分は今までにも何人かの方から、このままではいけないのではないかという意見を聞いていますので、考えてみます。できましたら、こういうふうに書いたらどうというのがありましたら是非教えて下さい。よろしくお願いします。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

非常に短時間におまとめになっているので、大変なことだと重々承知しながらなのですが、3-4頁と3-5頁です。河川環境の理念のところについてです。その時に環境をどう位置付けるかということだと思いますが、文章がわかりにくいというか、私自身がよく理解できないところがあるのです。例えば、「それを基準として定立することによって」というのは、法律用語か何かなのでしょう、「定立」というのは。

それともう一つは、3-5頁の上から4、5行目になるのですが、「回復すること等によって、多様でかつ高い機能を果たし得る生態系を保全する」とあります。生態系が高い機能を持つということについて、何がどういう基準をどこでどう持つのかというような辺りが、ちょっとわかりにくいものですから、もし何かあればご説明下さい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

高い機能というのは、「多様な」という表現と合わさないといけないのです。つまり、いろいろな意味で、例えば物質循環なら物質循環に対して、その速度を速めるような機能であるという意味にとって頂いたら結構かと思います。つまり、高い機能というのは生態系機能、普通、エコシステムファンクションと申しますが、その内容がただ単純に量的に高いだけではなく、様々な言い方で高いという意味で、普通こういう言い方をしてしまっておりますので、何かよい言葉があれば是非教えて頂きたいと思います。内容としては、生態系の機能を何とかして高めるような方向へ持っていく、しかもそれは単純なものではなくて、いろいろな機能を高めるような方向にしたいという意味です。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。私が考えましたのは、河川の環境としての理念として多様性を高めていくといった場合、どの辺のレベルが目標値なのか、高い機能を持たせた生態系の実際の姿というのがはっきりとしていないものですから、概念、理念としてはわかるのですが、

現実には理解しにくいということなのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その通りだと思います。それは生物の話だけではなく、河川工学や水質の場合であっても、それらが本来持っている機能の高さを測ることはできません。概念的な話ですが、歴史的に長時間かけて蓄積されてきた自然の持っている機能、多様性にできるだけ近づくということであれば、それでよいと思います。

先ほど今本委員と江頭部会長代理がおっしゃったように、河川に対する考え方は、以前から少しずつ変わってきています。例えば、2000年の河川審議会の計画部会は効果的な治水のあり方について言われました。2002年の河川審議会では、治水を河川改修のみで行うのは無理だと言われました。自然環境はともかく、治水だけで考えたとしても、今までのやり方には限界があるということです。しかし現在、私自身も含め一般の人がそのことを認識しているかどうかはわかりません。ですから、淀川水系流域委員会が今後の河川のあり方について提言する時に、もし河川審議会の答申が河川工学の専門家の一般的見解であるならば、その方向を明確に示す方がよいと思っています。

また、その年の12月に水災防止の答申が水災防止小委員会から出ており、そこでは、今のような問題に関して「河川管理者」が市町村に言ってきたことを、市町村がきちんと住民に伝えているのかという内容まで書いてあります。ですから、治水対策について、専門家のお2人が最終的に一致したことについては、そういう現実を踏まえながらやはり前へ進まざるを得ないのだと思います。お2人のご意見は大体そういう理解でよいのでしょうか。

また、利水については、午前中の意見聴取の試行の会で嘉田委員が言われたように、フルプラン（水資源開発基本計画）の方で、水の使い方から考えるという所から議論されているとのことでした。また、水フォーラムの委員会で橋本龍太郎元首相が、湯水時だけではなく平水時にも節水するのがよいとおっしゃいました。そのような動きを、ここではっきりさせる、或いはもう少し進んだ提言を行うのがよいかもしれません。

自然環境の問題は難しいですが、例えば、文化も自然も含めた歴史性をどうしていくか。そういう意味では、淀川水系流域委員会が突出しているというより、国土整備全体としての動きに近い考え方を示しているという気がします。

今本委員、そのような理解でよろしいでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

その通りだと思います。

「4-1 河川整備計画に関する基本事項」は山村委員が書かれているのですが、それをかなり縮めました。このように縮めてよいかどうか、許可を得ていないのですが、例えば山村委員が言われるのは、やはり日本にはいろいろな上位計画があるということです。その上位計画と矛盾したことを言っても意味がないということです。ですから、確かにきちんとした上位計画がある部分については、それと矛盾したこと、或いはそれから突出したことを言ってもしょうがない面があると思います。しかし、流域委員会はそういった現状を突破すると

ころでもあるのではないかと思います。間違ったことを言うては困りますが、そういう観点から言いますと、何か変えるという時にはどこかが先頭を切るはずですよ。そういう意味で、私がこの2000年というのを書いたのは、常に仁徳邸の茨田の堤も淀川流域であったではないか、戦国時代の太閤邸や文禄邸、それは武田信玄のところは割合局所的で、それに比べて連続堤と言いますか、かなり広い部分についてやったのは、恐らくあの堤防が最初だと思います。明治の河川法も淀川をやるためにつくられた法律ではないか、そういう意味でこの淀川に対する愛着が強過ぎたものですから、あのよう書いてしまったので、いつでも削って結構だと言っておきます。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

この流域委員会が立ち上がった当時の私の認識と今の認識とは随分変わっているのですが、特に運営会議が折に触れて主張されていたことは、端的に言えば、まさに今本委員がおっしゃられていたような、かなり大きな理念の転換を心がけた検討をするのだということであり、それに沿った検討をして提言をつくっていくと私は理解していました。

その具体的な記述にはいろいろなレベルがあるとは思いますが、仮に、提言というものがそういう性格を持たなければいけないとした場合に、提言と、実際にその提言が反映されてでき上がるであろう河川整備計画に対する地域なり住民の方が考えられることのギャップというのは、当然出てくると思います。齟齬が生まれると思います。

その齟齬をマイナスにとるかどうかが1つのポイントだと思います。もちろんできそうもないことを提言するのはおかしいのですが、それでも、矛盾であったので変えるべきことは、それなりの位置付けで提言の中を書くべきではないかと思います。

何故かと言いますと、その齟齬をどのように解決していくかということが、我々にとっても河川管理者にとっても地域の住民の方にとっても、大きな葛藤になりますよね。その葛藤になるということ自体が、場合によっては、それが契機となって、これまでのシステムだとかを超えて技術的な取り組みをやらなければいけないという動機付けや力になっていくのだと思います。そうすると、まずはどれくらいの齟齬が出てくるのか、齟齬をどういうふうに埋めていくのか、或いは、齟齬を埋めるために何をやっていくのかということがあります。例えば、齟齬を埋めることができないけれど、試行錯誤しなくてはならないという認識に立てば、ある程度の時間や労力をかけて、全体的に取り組むということが当然出てきますよね。そうすると、それがきっかけとなって、今話題になっているような今までの縦割りの行政ではなく、やはりここは踏ん張って何とかこうしなければいけないということが具体的な課題として出てくると思います。

河川整備計画の中にも、齟齬との葛藤を試みてよい方向に向けていく力というのが、幾つかのクリティカルな部分に出てくるとしたら、それこそが本来の提言になるというのが、私なりの理解です。

そういう意味では、相当思い切った理念の転換を、齟齬もあり得るということを前提にして、提言するということが成り立つというのが私の感想です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

河川整備計画では、20年、30年後を考えているわけです。20年、30年は短いと思いながら、今から30年前の、川というものに対する我々の考え方がどうであったかを考えてみると、これは大きな具体的な内容においての変化であることは確かです。

20年、30年後を見越したものが、流域委員会の提言で出されないといけないだろうと思います。従って、それにのっとった上で河川整備計画を立てて頂かないといけないと思います。

河川整備計画には、すぐにできる計画として出せるものもあるかも知れませんが、提言に書かれていることで確かに非常に必要なことですが、ここ数年の間はなかなかすぐにやるわけにはいかないでしょうが、省庁間の問題等も含めていろいろとこれから努力をしていくので少し待ってもらい、しかしそのことは理解できているというようなことが附帯される河川整備計画を出して頂けるよう、提言を書かないといけません。

ここで、一たん休憩させて頂いてよろしいですか。休憩後、第1回目の一般の方からのご意見を承りたいと思っております。庶務の方で、時間を決めて下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、15時25分に再開ということで、よろしくお願いします。

〔休憩 15:10～15:25〕

庶務（三菱総合研究所 新田）

審議を再開させて頂きたいと思えます。

川那部部会長、よろしくお願いします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

再開させて頂きます。特にご発言はありませんでしょうか。

松岡委員（琵琶湖部会）

細かいことかもしれませんが、4 - 10頁の「産業的な利用」の中に漁業の部分があります。「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」とあるのですが、漁業権の行使の中で資源維持という部分はやはり最低限必要な部分で、稚魚の放流との部分は資源的に必ず行使しないとけない部分なので、ここがすごくひっかかる部分なのです。

例えば、やはり魚が減るような影響を与えることを防いでもらって漁業権が成り立つように環境を整備してもらおうというように、この「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という部分を何らかの形で変えて頂くことはできないでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

できれば、倉田委員なり漁業を本職とする人にも少し聞いて頂きたいと思います。

私自身の知っている範囲でいうと、琵琶湖は海面ですので、増殖しなければならないという義務が義務としてはないのです。しかし実際には、大変な努力をして頂いているわけです。河川の内水面の場合についての増殖の義務を漁場法は言っておりますが、増殖の中には積極的義務での増殖と消極的増殖があって、私は直接的に言っていますからあえてその通りに言えば、何を間違ったのか、放流のことを積極的増殖と言っている官庁があります。それは間違いであると思いますが、それはともかくとして、増殖については大変大事なことであるが、それが必ずしも放流であるかどうかはわからないと思います。

その辺はやはり本職の水産関係の人に議論を聞いて頂いた方が、また特に漁業組合の方たちも含めて考えて頂いた方がありがたいと思います。よろしくお願いします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、新たに「4-6 水質管理のあり方」をつくって入れて頂きたいという提案をしております。これについては何の説明もしておりませんので、若干説明させて頂きたいと思いません。

各ワーキンググループをつくって、水需要管理、水位管理、住民意見の聴取・反映、ダムとやってきたわけですが、その中でやはり水質も非常に重要であるということで立ち上げたのが水質ワーキングだったと思います。

この提言を読ませて頂き、やはり今後20年、30年を考える時には、水質問題が大変重要であり、今後の河川整備計画の基本事項であるということが認識できたので、是非とも新たに目次として立てて頂いて、さらにこの中身を、言い足りない部分も宗宮委員はあるのではないかと思いますので、追加して頂けないかと思っております。

もしできましたら琵琶湖部会として、お願いできないか、皆さまでご検討頂きたいと思いません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今の段階で、部会として委員会に要請されますか。それとも、そういった意見を部会でおっしゃったということによろしいですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

宗宮委員もいらっしゃいますので、ご意見を伺いたいと思います。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

水質のワーキンググループを任せられて、まとめの原案をつくらせて頂きました。

そのまとめが提言の中でどう位置付けられるのかということがはっきりしていなかったということもあり、提言のどこかの附帯的な資料としてついていくのであれば、それも1つではないかとは思っておりました。ただ、寺川委員がおっしゃいましたように、4-6 とし

で新たに目次を立てるということになりまして、他の項目は流域ごと、地域ごとの特性まで配慮された書き方がされていますが、水質のワーキングでは、そこまで十分詰めきれていないところがあります。今のところは、理念と将来のあるべき方向を提案するというところでまとめておりますので、新たに節を立てるとなるとその辺が不十分な状態です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にはいかがですか。一般の方々からのご意見をお伺いしてよろしいですか。

一般傍聴して下さっている方からのご意見を頂きたいと存じます。提言について議論をしてまいりましたので、それに関連するご意見を歓迎いたします。それ以外でも結構です。

どなたかありませんでしょうか。

もちろん11月13日にも拡大委員会があるのですが、これにはたくさんの委員がおいでになります。庶務、11月13日にも一般傍聴の方から意見を頂く時間はあることになっているのですか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

はい。その予定になっております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

一般傍聴の方の意見を頂く時間をとる予定ではあるようですが、琵琶湖、或いは、琵琶湖に流れこむ川、この辺りに関連するような問題であれば、今の方が時間があることは確かなので、もしご意見があれば、是非お願いしたいと存じます。

傍聴者（森川）

琵琶湖工事事務所の森川と言います。本日は一般住民としての意見を言います。

資料2-1-2の2-4頁の下から7行目のところです。「浅い水域の喪失はオオクチバス、ブルーギル等の外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている」ということですが、これと同じ議論を中間とりまとめの時に琵琶湖部会でやっていると思います。ブルーギルやブラックバスが増えたことによって在来魚のフナ、コイ類が減ったのだというような議論もされています。それを、いや違うのだ、逆なのだということに変えたと思いますが、同じようにここも変えるべきではないかなという気がするのです。

もっとも、浅い水域の前段のところ「過度の掘削」と書かれていますので、書かれた方の趣旨が別に、掘削によって大きく減ったのだとおっしゃっているのであれば、それはそれで理屈は通るのです。通常、琵琶湖の湖岸で、掘削が埋め立てよりもそれほど多く行われたというのは考えられませんので、やはりここは逆の議論になるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

事実について、どなたかお答えになる方はありますか。

この浅い水域の喪失というのは恐らく、陸と湖との間の移行帯の問題や内湖というような

ことで沿岸帯というのを考えていらっしゃる文章なのではないかと思えます。

事実だけを申し上げますと、在来魚が減った最初の要因はブラックバスが入ってきたからではありません。事実として、それより前から減り始めています。それが周りの環境の影響であるということは確かだと思います。

ブラックバスやブルーギルが非常に増えている現段階において、琵琶湖及びその周囲の溝や川を全部調べてきたところでは、たった1つの場所を除いて、見事にブルーギル、ブラックバスの存在と在来魚の非存在とが相関を持っていることは事実です。現段階では、環境のいろいろな問題よりもそちらの方が大きく影響しているように見えるというのも事実です。

事実としてはそういうところで、その辺りはまた、特にその辺の本職の方も含めて議論させて頂きたいと思えます。

この部分は削除した方がよいというご意見と承ってよろしいですか。或いは、もう少し考え直した方がよいというご意見として承ったらよろしいですか。

傍聴者（森川）

私の意見としては、ブラックバスやブルーギルの外来魚の繁殖域、生息域が増えたということよりも、ニゴロブナやコイ等の在来魚の繁殖域が減ったことを強調すべきではないかと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。その方がよさそうな気がします。これは全く個人の意見です。

他にいかがでしょうか。なければ、委員の方、今のようなことも含めて、提言に関して議論しておくことはありますでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

1つは治水のことです。4-4頁に治水計画のあり方が書いてありまして、「(1)破堤による壊滅的被害の回避」のところで河川対応と流域対応ということが書いてあるのですが、これはどちらも、もちろん土地利用の誘導という意味ではソフト事業ですが、内容からすればハードの整備に関してのことだと思うわけです。

もう1つは、今まで既にハザードマップを出す等いろいろなことをされているような住民の対応、防災のための体制づくりということが、どこにも書いてなかったような気がするので、これは書き入れる必要があるのではないかと考えています。

例えばこの下段辺り、(3)くらいで要るのではないかと考えています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。「4-7 住民参加のあり方」だけでなく、「4-2 治水計画のあり方」の中に防災というようなソフト面を含めた地域住民の働きのようなものを入れておいた方がよろしいというご意見ですね。

村上委員（琵琶湖部会）

はい、そうです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

河川整備に関する提言の中での「4-7 住民参加のあり方」の書き方をどうするかというのは、これから議論します住民意見の聴取・反映に関する提言との関連もあるので、それとも対応させて、今の点はよろしく願いいたします。

それでは、これで一応終わらせて頂いてよろしいですか。先ほど今本委員からお話がありましたように、意見は11月10日までに文書で出して頂くと一番ありがたいです。その場合は、11月13日の拡大委員会に出す提言素案に反映させることができます。その以後にももちろん、文章として直して頂くのがよいということです。

ダムのア案とB案について特にご意見はありませんでしょうか。

その辺りは11月13日の拡大委員会の時には恐らく何人かの方が、どちらを中心にすべきであるかといった議論になると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

A案かB案かを部会として確認をする必要はないでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

例えば琵琶湖部会がA案と言っても、他の部会がB案と言っても、しょうがないような気がしています。全体として、委員会及び部会の委員のご意見をお聞きすることになっておりますので、そこで議論して頂く方がよいと思います。つまり、今、決議する必要はないと思っています。しかし、琵琶湖部会の委員の中で何人かの方が決議した方がよいと思うとおっしゃること、議論をなさることはもちろんよいと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

既に皆さまは提言に目を通して、ダムについてはご判断頂いているのではないかと思いますので、部会としてどういう方向の議論であったかを明確にしておいた方がよいと思います。先日行われた猪名川部会では、各委員の意見を確認されたということも聞いております。やはり、そうしていかないと、今後、皆さまの意思を確認する場というのはないのではないかと思います。

今本委員（委員会・淀川部会）

私は猪名川部会にも出ていました。それぞれの部会のやり方に対して、どうこう言うわけではないのですが、1人ずつ、あなたはA案かB案かと聞くのはよろしくないのではないかと思います。と言いますのは、A案もB案もそれほど結論的には違いがありませんし、またここで非常にきちんと読んでどちらかに態度を決めよというのは酷なような気がします。11月13日までに一本化しますが、これは私の責任になりますが、限りなくB案に近くなると

思ってください。ですから、もし異論のある方がおられたら是非お聞かせ頂きたいと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

A案とB案ですが、雰囲気的にはB案、研究者・技術者の視点からはA案の方がよいと思っています。

B案の方では、計画・工事中のダムについても新規ダムに準じた取り扱いとなっていますが、いったいどこまで準じるのかが見えにくい。逆に、これがうまい書き方なのかもしれませんが、総合的な判断をするようなことを書くのがよいのか、迷うところです。A案かB案かを決める必要もないようですが、この部分について書き切れないならA案ではないかと思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

部会長の席で言うのではなく、委員の席で言わないといけないのですが、ある程度筋が通ってわかりやすいことが必要だと思いますので、A案、B案ともに中身が非常に似ていると皆さまがお考えになるなら、B案の方が私には大変わかりやすいです。ずっと理解できます。A案はいろいろと書いてあって、弁解であるかのごとく思われると非常にまずいのではないかと思います。これは、全く私の感覚的な問題で、全く個人的の意見です。もちろん、B案の通りでよいと言っているわけでは全然ありません。寺川委員、そのようなことでよろしいですか。手を挙げろというわけにもいかないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は決してだれにも強制しません。それぞれのご意見だと思います。ただ、私はB案で、さらにそれを補強してくれという意見を出しておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

少数意見として、いろいろな方向の意見が出てくるかもわかりません。ただ、その時に非常にたくさんの意見が一度に出てきたら困りますから、やはりこれではどうしても困るとお思いになる方から少数意見を出して頂くというのが基本的な原則ではないかと思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

是非お読み頂いて、入れて頂きたいことを参考資料2-1で補足しているのです。これはワーキングでも議論ができなくて後で気がついた部分だったのですが、いわゆるコストの問題なのです。

ダムは従来から非常に膨大な予算をつぎ込んできております。今後も、恐らく膨大な予算を喰っていくことが明らかになっております。今年の4月1日に行政機関が行う政策の評価に関する法律というのが施行され、コスト面からも検証されていく法的な部分も出ておりま

す。そういった面から、具体的に裏面に提案しておりますが、コスト面についての記述を是非、提言の中に入れて頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

寺川委員の話ですが、コスト面のことはA案にはしっかり入っていると思います。これはあたり前の話だと思います。

それから、ダムについて、個人的な意見を言わせて頂きますと、私はA案もB案もあまり個人的には好きではありません。川那部部会長から、わかりにくいというご意見がありました。基本的には、私はA案に賛成なのですが、しかし、わかりにくいと思います。もし、私が手を入れてわかりやすい案ができれば、そういう案の方が本当はよいということで見させて頂きました。

水山委員の発言にもありましたように、研究者、或いは技術者は、いろいろな案を総合的に考える癖がついており、最初から案を絞り込むことに抵抗があるのです。そういうことから、私の考えはA案に近いと申し上げます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

コスト面のことがA案に書いているということですが、先ほど川那部部会長がおっしゃったように、やはりこれは非常にわかりにくく、もっと明確に書くべきだという点から、B案にコスト面について書き加えた方がよいという意見です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

江頭部会長代理、できればA案のわかりやすい修正案をつくって頂ければ、議論をしやすと思いますので、是非よろしくお願いします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は11月13日の拡大委員会に出席できないものですから、ここで立場をはっきりしておく方がよいと思います。

A案はわかりにくいということと、やはりこの提言の性格上、B案くらいにははっきり言った方がよいというのが私の立場です。但し、先ほど申し上げましたように、計画・工事中のダムについての記述は、もし可能なら数行書かせて頂きます。今本委員、或いは庶務にお送りさせて頂いたらよいですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。積極的にそういうものが出てくれば、最終提言作業部会で検討されるということですから、是非よろしく願いいたします。

それでは、この議題をこれで終わらせて頂きます。

三田村委員の方から、住民意見の聴取・反映に関する提言について、お話し下さい。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

それでは、今までの一般意見聴取のワーキンググループの経緯等についてもご説明いたしたいと思います。

私は、琵琶湖部会の一般意見聴取ワーキングとともに、委員会の中での一般意見聴取ワーキングに関わっており、資料1-2に書いてありますように、1週間に1回ずつ一般意見聴取ワーキングを開催いたしました。その内容を最終提言作業部会に逐次報告をしていかなければならないのですが、日程が合わなく、現実には副リーダーの方をお願いすることになりました。ですから、正確に把握できてないと思われるのですが、ご説明します。

資料2-3をご覧になって頂きたいと思います。これは琵琶湖部会の中のワーキンググループではありません。委員会のワーキンググループで行われたものをまとめたものです。

先ほど、今本委員からご説明がありました「新たな河川整備をめざして」の4-19頁「4-7 住民参加のあり方」は、これからご説明いたします資料2-3「住民意見の聴取・反映に関する提言」の骨子をまとめて頂いたということになっております。これをご参考になりながら、お手元に資料2-3を置いて頂ければと思います。

1頁からご説明いたします。いずれにいたしましても、一般意見聴取のワーキンググループは最後に立ち上がり、1カ月間集中的にワーキングを持ちました。それを最終提言の作業部会に提出して、こういう形にまとめて頂いたということになるのですが、最終提言作業部会でも議論をして頂く時間がなかったのだらうと思います。できましたら、いろいろなご意見を頂いて、これを最終提言にどのような形で組み入れていくか、ご指示を頂ければと思います。

では、概要を説明いたします。

基本理念をまず書かせて頂きました。基本理念は行政の河川管理から行政と住民がパートナーシップを持って河川管理にあたるべきであるという基本理念のもとに、一般意見をどのように組み入れて河川管理をやっていけばよいのかを検討させて頂きました。読み上げますと、「淀川水系は、本来、住民の共有財産である」という原点に立ちました。「行政主導型から行政と住民の協働型（パートナーシップ）の河川管理に転換し、河川を根幹とする地域の自然条件と水循環を健全に保つことができる河川管理の体制を整備すべきである」、これが基本理念です。そのためには、上意下達ではなくて、みずから住民が関わっていくべきだということです。その場合には利益享受者だけではなくて、自分たちが責任を負うのだという意識の転換が住民側に求められるであろうということです。そのための住民の方々の意見をいかにして組み入れていくか、或いは、協働で河川管理にあたっていくべきかということが、この理念です。

1-2として、従来の河川管理における課題が書いてありますが、大体どういうことがあったかというのが2頁にあります。2行目に「従来の河川管理の課題」とあり、これから克服しなければならない課題として受け取って頂ければと思います。例えば、住民と河川管理

者が川の将来像を共有していない。住民と河川管理者の日常的な情報交流の機会がなかった。河川管理者の事業や計画に対する情報が住民に伝わっていなかったのではないだろうか。事業実施にあたって住民の役割分担とか参加、協力の機会が少なかったのではないかと、といったことです。できればそういうものをうまく機能させるように、これから住民、特に関係住民の人たちの意見を頂いて、或いは一緒に河川管理をしていかなければならないのではないかとということです。

3 頁に移ります。「2 住民と行政の協働による河川整備・管理のあり方」として、こういふことを考えていかなければならないのではないかとということで、「2-1 情報の共有と公開」をすべきであるということです。

次の4 頁では、「2-2 住民との連携・協働」が大事であるとなっています。

実は私たちのワーキングでは、できるだけ片仮名を避けるようにいたしました。片仮名の言葉でごまかさないようにという考えが原点がありましたので、できるだけ漢字、日本語を使おうということでこだわっております。協働というのは、パートナーシップと置きかえて頂ければ結構だと思います。

2-2 の(2)にありますように、例えば「河川・環境学習の推進」が連携協働につながっていくのではないかとということが書いてあります。

その次の6 頁に移ります。3 つめに「河川整備計画策定推進にあたって、河川管理者が行うべき施策」とあります。その1 つめが3-1 ですが、淀川水系流域委員会における一般意見聴取の取り組みの総括をしなければならぬだろう、これが一番大事だろう、そこが出発点だろうということです。私たちがやってきたこと、例えば、先週と本日午前中にやりました意見聴取の試行の会の総括をする必要があるだろうということです。よかったことよりも、むしろまずかったところ、今後こういうことをすればよりよい河川管理ができるのではないかと河川管理者に伝える必要があるのではないかとということです。

そのための総括をすべきということで、幾つかの総括をしております。例えば、その中での次の8 頁にあります(3)ですが、1 つには、委員会における住民と連携協働との総括をするということです。伝えることは十分であったか、或いは聞くことは十分にできたかということです。9 頁にありますように、対話が十分であったか、それを反映する方策だとか、実際に汲み上げていく内容というものも十分であったかということで、10 頁には幾つか反省点も書いてあります。

12 頁をご覧になって下さい。「3-3 河川整備計画策定後」と言いますが、これからどのようにして頂ければよいのかということです。その1 つの例として、13 頁にありますように、川の守り人、これは河川レンジャーと私たちが呼んでいるものです。或いは、流域センターを設置して頂ければ、よりよき住民からの意見を常時吸い上げる、吸い上げるという言葉はあまりよろしくないかもしれませんが、聴取できるのではないかとということです。

或いは、河川学習を推進が1 つのやり方ではないかとということです。もちろん住民意見をいかにくみ取るかという、私たちが苦勞しておりますことも、やって頂く必要があるかと思えます。お昼休みに川那部部会長が、お酒の1 本くらい持っていくべきかなとおっしゃっていました。制度的には国土交通省の人が酒を持っていくというのは許されないのかもしれない

せんが、本当はそういうところから出発しなければならないのかもしれないなとも思います。

以上が一般意見聴取ワーキングからの報告の概要です。同じことを申し上げることになりますが、この提言の骨子が、資料2-1-2の提言素案の4-19頁「4-7 住民参加のあり方」になっております。

先ほど村上委員から、住民参加のあり方について、河川整備に関する提言にも入れられたらどうでしょうかというご意見がありましたが、個人的には整合性があればそれで全然構わないと思っております。ただ、そのことによって、論点がぼやけてくるようであれば、このままでもよかろうと思っております。

それから、本当はこの部会、或いは拡大委員会でご議論頂いてからということになるかと思っておりますが、住民意見の聴取・反映に関する提言と、河川整備に関する提言を別個にするのか、それとも、今回の最終提言素案のようなままでよいかということについての判断です。個人的には、両方ともにして頂く方がよかろうかと思っております。と言いますのは、住民意見の聴取・反映に関する提言の骨子を河川整備に関する提言に入れて頂いて、これがいわゆる本物であるということにして、その参考資料として、住民意見の聴取・反映に関する提言をご参考にして頂ければよいのではないかという形で提示するのがベターではないかと思っております。河川整備に関する提言の「4-7 住民参加のあり方」以下の住民参加のあり方についての記述が欠如いたしますと、住民参加が軽んじられていると思われる可能性があるかと危惧をするわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

今の件に関して何かありますか。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

質問です。三田村委員に質問というよりも、庶務への確認なのですが、資料2-3、住民意見の聴取・反映に関する提言の10頁に書いてあります「3-2 河川整備計画策定時」の特に「(1)情報の公開と共有」ですが、これはいつから始まって、いつ頃までに、この(1)をし終えるのかということ。それから、この(1)の活動とこの流域委員会との関係についてです。要するに、流域委員会が主催するのか、河川管理者が主催するのか。ここで、例えば住民の意見というのが出てきます。河川管理計画原案に対する意見が出てきた時に、その意見は流域委員会としてどう扱うのか、また、扱わないのか。その3点を教えて頂けますか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私がお答えできる部分を超えているかもしれませんが、まず最後におっしゃった委員会云々ということだったでしょうか。もう一度、お願いします。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

提言を受けた後、河川整備計画原案が出てきます。それは河川管理者がつくるわけです。

それで、河川管理者が直接、住民の意見を聴くという意味ですよね、この情報の公開と共有というのは。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

その作業の間、流域委員会はどういう位置付けになっているのか、何か関係があるのかということを知りたいのです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

一般意見に対する対応ですね、ある意味でおっしゃっているのは。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

主体がどこかということです。主体と住民から出てきた意見の受け方についてです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

河川整備計画策定時は、すでに私ども流域委員会の手を離れている河川管理者の準備期間だと考えています。河川整備計画策定後というのは、実際に河川整備計画を動かす時だろうと思います。そういう意味では、「3-2 河川整備計画策定時」の部分というのは、非常に時間的に難しいかもしれませんが、こういうことを考えて河川管理者には河川整備計画を策定して頂きたいという考えです。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

確認しておきたいのです。流域委員会としてもそういう理解でよろしいですか。要するに、提言が出て、我々の提言は河川管理者に行きますよね。河川管理者は、提言を受け取り、河川整備計画原案をつくって、それについては河川管理者が住民の意見を聴いて参考にしていく。そのプロセスで、流域委員会は一たん引いているという理解でよろしいのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

新しい河川法において、「河川管理者」が必要と思った時に、こういう委員会をつくることのできるわけです。こういう委員会を現につくって、こういうやり方でやって欲しいと言われて、それに応じて我々は議論をし提言をつくっているわけです。

それから、河川法に、新しく地域住民の意見を反映する機構を考えなければいけないという項目があるということです。どういうやり方で住民の意見を聴取・反映するのがよいか、この流域委員会に考えて欲しいと、河川法上の「河川管理者」から言われて頼まれているわけですね。それに対しての議論をし、試行の会もそういう意味で実施しているわけです。

従って、河川法で決められた行政的な意味での、実際に住民意見を聴き、反映することに

については、「河川管理者」側の問題であって、我々の知ったことではないと、極端に言えばそういうことになると思っています。但し、そういうような議論をする時に、いろいろ一般の意見をお聴きしたり、シンポジウムを開いたり、試行の会を開いたりして、流域委員会が自主的に皆さまのご意見を聴きたいと思うとすれば、それは何らかのやり方をしたらよいということなのではないかと思えます。

ですから、実際に住民意見を聴き、反映することはまさに「河川管理者」の問題です。ただ、その時にいったいどういう意見の聴き方をし、どういう反映の仕方をすればよいかについては、「河川管理者」から頼まれているので、それには委員会として対応しないとはいけません。繰り返して言うと、そのための何らかのことを、流域委員会として必要であればそれは自主的に何かやればよいと思えます。琵琶湖部会の場合、こんなやり方でやってみて、ああこれは失敗だったとか、ここだけ成功だったとか、もっととんでもないことを考えるための試行を今週もやりましたし、以前もやりました。そういうことなのではないかと思えますが、それでよろしいですか。

「河川管理者」、特に何か意見の違うところがあったら是非教えて下さい。今のような理解で大体よろしいかどうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

特に私どもから追加することはありません。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私どものワーキングでは、あとは河川管理者に渡してしまって、それでお困りになったときには、私たちが委員としていられる間であればどうぞおっしゃって下さいということになっております。委員会がなくなれば、それこそ何もすることはできないということになっております。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

何故そういう質問をしたかということなのですが、非常に重要なことは、提言というものがどういう性格のもので、我々委員はここでどういう趣旨でどういう立場で提言をつくっているかということです。

踏み込んだ議論をし、場合によっては河川管理者に無理をお願いする。それを受け止める地域としては十分準備できていないのではないかとすることを前提として、それでも踏み込んだ趣旨の提言をつくるためには、河川管理者がつくった河川整備計画原案を住民が見て、河川管理者側に様々な形で意見を述べるという機会が十分担保されるということでバランスがとれるのだと思えます。

そうであればこそ、この提言はやはり1つの方向性をもって、ある意味では歴史的な視点で書くことの重要性がそれで担保できるのではないかとすることを思って質問をしたのです。そういう理解でよいかどうかということですね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

補足になるかわかりませんが、河川整備に関する提言は、流域委員会が河川管理者に対してこのようにして頂きたいという旨を提言するのですが、住民意見の聴取・反映に関する提言は、一般意見を聴取して策定して頂きたいということですから、一般意見を私たちが組み入れてそれを提案するのではなくて、河川管理者がやらなくてはならないと提言するという意味で、性格が違うのかも知れません。

西野委員（琵琶湖部会）

質問です。定義の問題なのですが、提言素案の中で「住民」と「流域住民」という言葉が使われているのですが、「住民」と「流域住民」の違い、「住民」の定義を教えてください。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私どものワーキングでも、「市民」という言葉を使うべきだという委員の方もいらっしゃいましたし、やはり「住民」の方がよいのだという方もいらっしゃいましたね。最終的に「住民」でいこうということで文言を統一しただけです。今おっしゃった「流域」という言葉のあるなしに関しては、あまり議論にはならなかったと思います。「流域」という言葉をとった方がよいのか、或いは関わる部分だけ「流域」という言葉をつけた方がよいのか、わからないのですが、特別な意図もなく「流域」を使っていると思います。

西野委員（琵琶湖部会）

「住民意見の聴取」というわけですから、当然、対象として何らかの住民の集合体を考えているわけです。それをあいまいにしておいて「住民意見の聴取・反映」という形で出してよいものかどうか、疑問に思ったのです。例えば、「流域住民」でしたら、河川があればその流域、それでもあいまいな部分はあると思いますが、イメージはできます。しかし、ただの「住民」というと、一体どの範囲を指して「住民」というのか、いつも問題になるのです。

例えば、ダムをつくる時に、ダム予定地の近くの人には治水で必要ですからつくってくれと言う一方、ダムから離れたところに住む人の中には、自然環境が重要だからダムはつくるなと言う人もいます。結果として、住民意見が対立しているではないかということがしばしばあります。それで「住民」という言葉を定義する、或いはある程度範囲を決める必要はないのかと思ったのです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

流域に関わる部分の住民、或いは間接的にと言いますか、本当に大きくなるのですが、関わる住民がはいると思います。

全くの例ですが、ダムができることによって地球温暖化に関わってくるだとか、そういうことになりますと、住民の範囲というのはすごく広がると思います。或いは、あるところどころこういうダムの事例があって、それを是非聴きたいという場合には、やはりそれも住民に入れておくべきだろうということになります。極めてぼかした表現になっているというのは、

その結果です。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員のご説明にちょっと補足です。西野委員のご質問に対して、自然科学の分野の方たちは定義ということを大変重要視すると思いますが、あえてここでは価値自由な概念としての「住民」だと私自身はワーキングで発言したと思います。「市民」ではないということです。つまり、「市民」というのは近代社会における自立した個を中心とした市民という、大変価値観がはっきり入っている概念なのです。それに対して「住民」というのは、そこに住まいする人という意味です。例えば私たちは地球住民かも知れませんが、或いは淀川流域住民かも知れませんが、草津市住民かも知れないという、そういう議論の幅を残すという意味で、あえて価値観から自由な形で住まいする人という意味の住民がよいのではないのかと、私はワーキングの中で主張しました。つまり、当事者はだれかということを知る、その知る議論の幅を広げるために、あえて住民を使っているということです。

それから、今まで「河川レンジャー」と言ってきたのが、ここで初めて「川の守り人」という言葉が出てきているので、少しその背景をご説明したいと思います。

実はワーキングでもきちんと議論ができていないのですが、この言葉を出した背景は2つありまして、1つはどうもレンジャーの語感が違うなと思っていました。それで、何人かのアメリカ人の方等にも聞いてみたのです。やはりアメリカにおける自然保護概念、つまり人と自然を分離して管理するところからレンジャーという言葉が森林保護官、或いは森林管理官という形で出てきているのです。どうも日本語の語感で言う、自然と関わりながら、自然を守りながら、自然を利用しながら、という自然観とは違うのでレンジャーという言葉が不適切だと思いました。

それから2つ目は、既に自然保護の中でレンジャーという言葉が制度的に使われております。そこと混同しないという意味で、あえてここは和語を使う方がよいのではないのかということで、この言葉を提案させて頂いたわけです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

これはモリビトと読むのですか、マモリビトと読むのですか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

モリビトと、私は読んでいます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

言葉の問題なので、また別に考えさせて頂きたいと思います。ご意見はわかりました。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

今の点ですが、以前に話が出ているのは理解してはいます、おもしろいアイデアだと思いますが、これを流域委員会として提言していくべきなのだろうかと思いました。川の守り人、

或いは流域センターというものは、例えば淀川の場合で言えば、淀川流域工事事務所になるのではないかと思うのですが、一義的には言えません。

従って、行政側にこういうものをつくって下さいと提言して、つくらせて、そこに参画していくというのは甘えのような気がしています。もう少し対峙するシステムがあってよいのではないかと思います。例えば、国土交通省側は守り人みたいなことも委託してやっておられますし、流域センター的なこともやっておられるし、その下にある「計画の継承、確認のための機関の設置」というのも甘えです。上の「河川・環境学習の推進」にある図書等の出版も、国土交通省に税金を使って何をやらせるのだという気がするのです。これらのことを本当に流域委員会として提言してよいのかと思いました。私は提言すべきものではないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。今のような問題は、ワーキンググループでまた議論して頂くことは可能でしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

可能だろうと思います。しかし、ワーキンググループの範囲を超えているような気もいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、水山委員、拡大委員会に出席して下さいとしたり、ご議論を頂ければ大変ありがたいと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

最終提言にも入っているんですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

最終提言の方にも入ってあったはずですよ。よろしくお願いします。

それから、先ほどの住民の定義について、河川法には何と書いてありましたか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

河川法条文は「関係住民」という書き方をしております。「河川管理者は必要があると認められた時は、公聴会等の開催等、関係住民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない」と書いてあり、これは法律そのものです。改正河川法の解説という本がありまして、その中に、「関係住民とは河川整備計画が対象とする河川と関係ある地域の住民であり、計画の内容によって様々であるが、基本的には洪水の氾濫想定地域や流域の住民を想定している。本川に関係のない支川の河川整備計画については、当該支流に関係する住民である」と、これが本に書いてあることです。先ほど、河川法にどう書いてあるということで問

われた時に、河川管理者のだれも即答できなかったように、ある意味、この住民というものを定義するという意識を持ったことがなかったというのが正直なところだと思います。その意味では、全国どこからの意見でもという意識があったというのが正直なところかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

まず河川法で書かれている住民について、それをどのように位置付けするのがよいかということ聞かれているので、それについては答えないといけないけれども、今の説明によれば、関係住民というのはそもそもどういうものなのであるかとかいうようなことについて、もしいろいろな意見があれば、そういうことについて提言をしてもらうことは大変結構だと思うので、その辺についてはいろいろな議論をして頂く必要があるのかもわかりません。

直接、その川のそばに住むのでない人もある場合には関係するのも確かかもしれませんが、或いは、その川のそばに住んでいる人でも、川についてどれくらいの関心を持っているか等ということが非常に大きな意味を持ってくるといような議論もあったので、その辺のところはまたいろいろと議論して頂くということをお願いしたいと思います。西野委員、というようにところを聞いて頂いた上で、何か特にご意見がありますか。

西野委員（琵琶湖部会）

「住民意見の聴取・反映」というのですから、この「住民」とはどのようなものかという定義を入れた方がよいのではないかということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの水山委員のご意見についてですが、今日は時間がなく議論できないと思いますので、是非文章で頂きたいと思います。

例えば、全く個人的には「河川管理者」という言葉が本当はおかしいと思っているので、「河川法による河川管理者」とわざわざ言いたいのです。つまり「管理」という言葉はそうなのですが、実際には川とはどういう人たちが本当に考えていかないといけないものかという議論のところでは、今の「住民」といような問題もきっと入ってくると思いますので、その辺はいろいろな意味でかなり大事なところかもかもしれません。三田村委員、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

西野委員のおっしゃった住民についてのご意見は非常に大事だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

特にダムのところでも関係住民という言葉が出ておりますので、それについての若干補足的な文言を入れております。それと、外国語を使わないということにも賛成です。ただ、NGOやNPOというのは、今後もパートナーシップ等々について、いわゆる住民とNPOがどう違うのかといった議論になるかと思いますが、NPO法ができて社会的に定着してきているということで、是非入れて頂かないといけないと思います。入れて頂くのに、非営利組織とか非政

府団体とか特定団体だとか、そういう文言を入れておかなければだめだということになるので、できましたら NPO、NGO は今後も生かさせて頂けたらと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

この件について、特にご発言がなければ終わりにさせて頂きたいと思いますが、よろしいですか。

住民意見の聴取・反映に関する提言については、河川整備計画に関する提言の中へ入れてしまおうかという議論も運営会議その他でもありました。しかし、これは河川整備計画そのものではないというようなことや時間的な問題もあって、別に扱う方がよいのではないかと議論になっておりました。三田村委員がおっしゃったように、中へ入るとしても別の形としても存在するのは、意味があるのではないかと私個人は思っています。

それでは、庶務の方から、今後の予定、その他について、説明をお願いします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

次回、12月14日に予定されています琵琶湖部会の審議内容について、ご議論頂ければと思います。資料2-1-1、A4 横向けの2枚の資料をご覧下さい。2頁目に今後の進め方(案)ということでフローがありまして、11月13日の拡大委員会の後、11月16日に最終提言作業部会があり、提言の最終案の検討を行います。提言素案の修正が出てきまして、さらに作業部会を経て、12月5日の委員会で確定という形で進む予定になっております。12月5日の委員会で微修正等があるかと思いますが、特に今回ご議論頂きました資料2-1-2の素案がほぼ最終提言案の形で決まっていくというような流れになっています。それを受けて、河川管理者の方が原案を作成されて提出されるという予定になっていますので、その後、12月14日の琵琶湖部会でどのような議論をしていけばよいのか、今後の予定ということで皆さまのご意見を頂ければと存じます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

特にご意見はありませんか。特にご意見がなければ、従来と同じように、12月14日に琵琶湖部会を開かせて頂くということにして、主たる内容はご意見を聞きながら決めさせて頂いてよろしいですか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

庶務の説明からすると、12月14日の琵琶湖部会は不要ということではないのですか。つまり、12月5日の委員会で提言を出してしまったら、その後、12月14日は何をやるのかなというのが私の素直な理解なのですが、どうなのでしょう。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりません。例えば、一般意見聴取の試行はもうこれでよいと考えるのかどうかという問題もあります。或いは、もっと極端なことを言えば、河川整備計画がかなり早い時期に

出てくるという可能性もゼロではないかもしれませんが、もちろん会議開催を決めておいても、不要であればやめますので、それについてはご安心頂ければと思います。

逆に言えば、何かもう少し別の議題のために会議を開く必要があるというようなことになれば、12月14日を使わせて頂くということもあるかも知れません。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も不要な感じがします。もちろん河川整備計画が出てくれば、当然議論する意味があると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。もっと極端なことを言いますと、琵琶湖部会がもう必要ないということもあるかも知れませんね。ある場合にはね。

ですからその辺のことも実はよくわからなよいところがあるのです。ここ最近、ワーキンググループが主体となってかなり物事を進めているわけですが、非常に大事な問題ですから、ワーキングの方がよいということだってあり得るわけですし、いろいろなあり方というのが考えられます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

部会長と副部会長のご判断にお任せして、必要なら招集して頂くということでよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ご相談をいたして、そういうことでよろしいですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。委員はできるだけあけておくということでよいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、そのようにお願いいたします。例えば、もしも12月5日の委員会で提言の最終案ができたとしたら、それを一般の多くの方々に知って頂く必要があるのではないかという議論もあります。

中間とりまとめの時には、中間とりまとめについていろいろなご意見を承って、それをいろいろ反映するということになっていました。同じように、流域委員会の提言を、どのように皆さまに知って頂くか、そのための会も私の頭の中にはないわけではないです。それから先ほど申しましたように、どういう格好で、いつ頃出てくるかも知りませんが、河川整備計画原案というものが出来たとすれば、むしろ琵琶湖部会でお聞きするというのではなく、委員会としてお聞きすることの方がよいかも知れないということだってあるかも知りませ

ん。とにかく、いろいろなケースがあり得ると思います。

それから先ほど私は、琵琶湖部会そのものが要らないかもしれないと言いましたが、逆に、琵琶湖は琵琶湖で、淀川は淀川で部会として何かやらないといけない問題もあるかもしれません。住民意見の聴取にしても、具体的にどんなことをするのかも考えなければいけないかもしれませんので、12月14日はあけておいて頂いた上で、その辺の判断を江頭部会長代理と議論をさせて頂くということによろしいですか。では、そうさせて頂きたいと思います。

申し訳ありません。先ほど、お伺いするのを忘れていましたが、住民の意見聴取・反映に関する提言について、一般傍聴の皆さまで、特にご発言になる方ありませんか。

ないようですね。

それでは、元に戻りますが、資料3にある今後のスケジュールによれば、淀川部会が11月29日に部会をおやりになるのは、12月5日の提言の確定の前におやりになるから意味があるということですね。12月16日、12月20日に、淀川部会、猪名川部会も考えてらっしゃるが、これは、今、議論したのと同じようなものと考え、庶務としてもそう判断していると思ってよろしいですね。

庶務（三菱総合研究所 新田）

12月20日の猪名川部会につきましては、運営会議等の議論を受けて開催するか否かを決定するという決まっています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういったこともあわせて、次回の部会については判断をさせて頂くということによろしいですか。では、まことに申し訳ありませんが、しばらくの間、12月14日土曜日の午後はあけておいて頂くように、是非よろしく願いいたします。

それ以外に何か、ご発言頂くようなことはありますか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

11月13日の拡大委員会の場で近畿地方整備局の方から委員会にお願いしようと思っておりますことなのですが、琵琶湖部会には関係あるかと思っておりますので、事前に話させて頂きたいと思っております。この委員会及び部会は、淀川水系の直轄区間の河川整備計画について意見を頂くためにいろいろご議論を頂いているわけですが、当然、いわゆる指定区間と言います府県の管理区間の部分についての関係があります。そういった関係で、この場にも府県の河川管理者にも同席して頂いているわけですが、そういったところから意見をきちっとしてもらったことがないという実情がありまして、直轄区間の河川整備にも大きな関係をするものですので、指定区間のいわゆる河川管理者としての府県から、流域委員会での議論に対する意見、或いは質問という場を設けて頂きたいということ、11月13日の拡大委員会で委員会の方に近畿地方整備局からお願いしたいと思っております。関係あるかと思いたしましたので、事前にお話しさせて頂きました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。国土交通省近畿地方整備局という「河川管理者」から今のよう
なご発言がありましたので、これは委員会だと思っております。「河川管理者」としての府
県から、国土交通省がおやりになったようないろいろな質問をしたいというようなことがあ
れば、これは委員会としてちゃんと扱わないといけない問題ではないかと思えます。もしそ
うなった場合、或いは琵琶湖部会でも何か考えるようなことがあり得るのかも知れないとい
うことも、一応考えて欲しいという通知ですね。

それは逆に言うと、琵琶湖部会は滋賀県だけなのですが、淀川流域委員会には他の府県の
方も常に出てきて頂いているわけで、これは大変ありがたいことです。また琵琶湖部会も委
員会も、直轄河川のことについては議論をするが、府県に「河川管理者」としてやってもら
っている河川を議論しないと話にならないということです。そのことの議論も十分にしてく
いたわけですから、それについて「河川管理者」として、特に国土交通省を経由しての話の場
合は、お受けするのが当然なのではないかと思っております。そういう点でよろしいですか。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会でしたでしょうか、琵琶湖であれば滋賀県だけに限るのですが、知事あてに照
会があって知事から回答していたので、一応手続きは済んでいるのだとどこかで見たので
すが、加えて、国土交通省の方がさらに念を押したければ、それは結構だと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今も申しましたように、国土交通省に関連するのは、三重県、滋賀県、京都県、大阪県、
兵庫県、奈良県は、ある意味で直轄でない部分の川の「河川管理者」の代行なのか、そのも
のなのかわかりませんが、直轄でない部分の川を持ってらっしゃるわけです。その辺のことも
全部お考えに立った上での近畿地方整備局からのご提案と理解したら、水山委員、そういう
ことでよろしいですね。

井上委員（琵琶湖部会）

庶務に確認したのですが、部会から滋賀県に、琵琶湖部会に来て下さいという依頼は一遍
も送ってないと聞いたのですが、それでよいですか。

私ども委員には部会長からの要請が来ているのですが、庶務に確認したところ、滋賀県に
はそういう依頼文書を送ったことはないということでした。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

例えば、この委員会について、私は国土交通省近畿地方整備局に要請を送ったことはあり
ませんし、ありとあらゆる委員会その他について、「河川管理者」として来て頂いている方々、
各府県については、庶務が国土交通省を経由してやって頂いているからこそ、委員会の時に
は、滋賀県だけではなくて、京都府やら何やらの河港課や河川課の方が具体的に来て並んで
下さっているわけです。ですから、琵琶湖部会にも来て下さっています。

部会に関しては、そういうことになっています。それは私から申し上げているわけではなくて、今までのところは庶務がやっているどうかは別にして、「河川管理者」である国土交通省近畿地方整備局が出席して下さいとお願いしていらっしゃるのだと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

わかりました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では、今日のことでは、水資源公団の方も来て頂いておりますし、それから大津市の建設部も名前がここに出ていますね。この方々について、私からは一度も依頼をしたことはありませんが、部会に来て頂いているということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 村井）

国土交通省の方で、毎回、こういう会があるので来て下さいという依頼をしているわけではないのですが、当初、委員会が始まる時に、こういう形であるのでということで、参加して頂いているということかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

わかりました。では、それでよろしいですか。特に何かご発言ありませんか。

そうしましたら、これで終わらせて頂いてよろしいですか。

どうもありがとうございました。

11月4日と本日、正式にワーキンググループで一般意見聴取の試行をさせて頂きました。定足数のない会として開催させて頂きました。お集まり頂きましたことを、この部会でも感謝いたしたいと存じます。

それから、本日、全くプライベートに聴取の試行の会をこの近辺でやりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それではこれもちまして、第19回琵琶湖部会を終わらせて頂きたいと思えます。

一般意見及び最終提言の素案に関するご意見を募集しております。素案に関しては11月10日、一般提言に関しては11月15日を締め切りとしておりますので、提出されてない方はよろしくお願いいたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

以上